

黒松内型北方住宅基準

(趣旨)

第1 黒松内町ささやか暮らしの支援条例「自家住宅建築奨励金」算出基準第2(5)に規定する黒松内型北方住宅基準を、次のとおり定める。

(基準)

第2 黒松内型北方住宅基準は、次の(1)から(4)に示す全ての基準を満たすものとする。

(1) 耐久性

(ア) 外壁には通気層を設置するか、これと同等以上の性能を有する壁体の乾燥のための措置を講ずる。

(イ) 柱、梁等の主要構造材、床を構成する木材及び気密工事に使用する木材には、含水率20%以下の乾燥材または集成材を使用する。

(ウ) 積雪に対する屋根の耐久性を向上させるよう、小屋裏または屋根裏換気のための換気口を断熱方法及び屋根形状に応じて適切に設ける。

(2) バリアフリー

(ア) 住宅内の移動等に伴う転倒、転落等を防止するための基本的な措置が講じられている。

(イ) 介助が必要になった場合を想定し、車いす使用者が基本生活行為を行うことが容易である。

(3) 室内空間

(ア) ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないよう、F等級の規格に適合する建築材料を使用するか、またはこれらと同等以上にある建築材料を使用する。

(イ) 必要な換気量と適切な換気経路が確保される換気システムとする。

(4) 省エネルギー

(ア) 暖房エネルギーを低減できるよう、熱損失係数は $1.6\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下、気密性能を確保した構造とする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。